

神石高原町公示第99号

神石高原町新庁舎建設基本・実施設計業務の公募型プロポーザル方式
に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成29年9月1日

神石高原町長 入江 嘉 則

1 業務の概要

- (1) 業務名 神石高原町新庁舎建設基本・実施設計業務
- (2) 業務内容 神石高原町新庁舎建設事業に係る基本設計, 実施設計及び地質調査
- (3) 履行期間 契約締結の日の翌日から平成31年1月25日まで

2 参加資格

- (1) プロポーザルに参加できる者の形態は, 単体企業とする。
- (2) プロポーザルに参加する者の資格は, 次のとおりとする。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 神石高原町の平成29・30年度測量・建設コンサルタント等業務委託の「建築関係建設コンサルタント」の「建築一般」又は「意匠」の競争入札参加資格の認定を受けていること。ただし, この公示の日において認定されていない者であっても, 参加申込書の提出に併せて, 競争入札参加資格認定に係る申請を行い, 技術提案書の提出期限までに認定された者は, この要件を満たしているものとして取り扱う。
 - ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
 - エ 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において, 神石高原町建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。
 - オ 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において, 会社更生

法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。

カ 平成19年4月以降に日本国内で竣工又は実施設計を完了した新築又は増築工事で、延床面積（増築の場合は当該部分の延床面積）3,500 m²以上の同種施設又は類似施設の設計業務を元請（設計共同企業体の場合は代表構成員に限る。）で受託した実績を有すること。

(3) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

「神石高原町新庁舎建設基本・実施設計業務公募型プロポーザル評価要領」のとおり。

(4) 技術提案書を特定するための評価基準

「神石高原町新庁舎建設基本・実施設計業務公募型プロポーザル評価要領」のとおり。

3 手続等

(1) 担当課

神石高原町 政策企画課

〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小畠2025番地

TEL：0847-89-3351（直通）FAX：0847-85-3394

E-mail: jk-seisaku@town.jinsekikogen.lg.jp

(2) 実施要領等の配布及び方法等

ア 配付開始 平成29年9月1日（金）から

イ 配付方法 神石高原町ホームページからダウンロード

（ <http://www.jinsekigun.jp> ）

(3) 参加申込書の提出期間並びに提出場所及び方法

ア 提出期間 平成29年9月1日（金）から平成29年9月15日（金）まで

イ 提出場所 上記3（1）に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

(4) 技術提案書の提出要請日，提出期間並びに提出場所及び方法

ア 提出要請 平成 29 年 9 月 21 日（木）予定

イ 提出期間 平成 29 年 9 月 21 日（木）から平成 29 年 10 月 13 日（金）まで

ウ 提出場所 上記 3（1）に同じ。

エ 提出方法 持参又は郵送による。

4 その他

(1) 本プロポーザルへの参加等に要する費用は，全て参加者の負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨とする。

(3) 上記 2（2）イに掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者は，神石高原町の入札参加資格申請書の提出と合わせて，上記 3（3）の参加申込書を提出することができる。その場合は，技術提案書の提出期限までに当該資格の認定を受けていなければならない。

(4) その他詳細は，実施要領等による。